

フォークリフトによる労働災害を防止しましょう！

フォークリフトは工場内での原材料・製品の運搬作業や運送業での荷役作業など、様々な業種で使用され、佐渡労働基準監督署管内では、農業倉庫や漁業市場などでも幅広く使用されています。

全国でもフォークリフトに係る労働災害が多く発生しており、当署管内においても例年発生しています。ルールを守り、安全に作業するよう心がけましょう！

1.なぜ対策が必要？

多くの場所で使用され、様々な労働災害が発生しています。骨折や頭部への怪我など重篤なものや死亡事故も発生しています。運転者に限らず、周りの労働者にも危険が及び可能性があります。



新潟県内の労働災害発生状況の推移（休業4日以上）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
全数	2,345 (11)	2,363 (22)	2,511 (8)	2,680 (16)	2,489 (19)	2,522 (15)
うちフォークリフトによる労働災害	39 (2)	41 (1)	41 (1)	36 (1)	26 (0)	26 (1)

()内の数字は死亡災害の件数

2.どのような労働災害が発生している？

発生地	業種	発生年月 (発生時間)	発生状況 (傷病名、休業期間)
佐渡市	建設業	平成26年6月 (13時)	自社資材置場において、フォークリフトを用いて丸太を製材機まで運ぶ際、丸太に巻いたワイヤーをフォークにかけ吊り上げたところ、固定したワイヤーがずれ、バランスを崩した丸太が作業員の胸に激突した。(胸部打撲、休業2週)
佐渡市	運送業	平成27年3月 (12時)	荷役作業中、コンテナ脇で集荷確認作業を行っていた作業員とフォークリフトが接触した。(右腿部骨折、休業2月)
佐渡市	漁業	平成29年7月 (13時)	漁港にて漁船から魚を揚げ水氷に入れる作業を行っていたとき、フォークリフトで吊り上げた1tタンクを作業員の右足上に降ろしてしまった。(右足甲骨骨折、休業3月)
佐渡市	自動車整備業	平成29年10月 (10時)	工場のシャッターを塗装中、フォークにパレットを載せ、その上に作業員が乗り塗装していたところ、足を踏み外し、約2mの高さから墜落した。(両足骨折、休業6週)



3.安全作業のためのポイント

フォークリフトによる労働災害を防止するためには、1.管理面、2.不安全状態(物の面)と不安全行動(人の面)から対策を進めることが重要です。下記の に✓が入らなかった場合は安全対策を確認しましょう！

ポイント

安全な作業計画を立てていますか？
運行経路などを盛り込んだ作業計画を策定し、関係労働者に周知しましょう。
複数で作業する場合は作業指揮者を配置しましょう。



ポイント

資格者に運転させていますか？
運転者が有資格者であることを資格証で確認しましょう。

最大荷重	運転資格
1 t 以上	技能講習修了者
1 t 未満	特別教育修了者

ポイント

接触防止対策を図っていますか？
フォークリフトや荷と接触する危険のある箇所への立ち入りを禁止しましょう。運行経路と歩道を区別し、標識などを設置し「見える化」を進めましょう。

立入禁止 立入禁止

ポイント

制限速度を守っていますか？
速度超過で旋回したときにフォークリフトが転倒するおそれがあります。制限速度を決めて遵守しましょう。



ポイント

荷を載せすぎではありませんか？
用途外使用はしていませんか？
パレットは壊れていませんか？
許容荷重を超えると不安定になり、フォークリフトが転倒する可能性が高まります。積荷は許容荷重以内としましょう。
人を載せての昇降などは危険なので、本来と異なる用途で使用してはいけません。
破損したパレットを使用すると荷崩れが起こる可能性があるため、破損のないパレットを使用しましょう。

ポイント

点検・検査を実施していますか？
必要な点検・検査は、
・作業日ごとに行う作業開始前点検
・1か月以内ごとに行う月次検査
・1年以内ごとに行う年次検査
があります。年次検査については、「特定自主検査」として、登録検査業者等が行う必要があり、フォークリフトの見やすい箇所に検査標章を貼り付けなければいけません。
点検・検査で異常が認められたら直ちに補修しましょう。